

陝西省との青少年スポーツ交流事業に係る手配業務 仕様書

1. 委託業務名

陝西省との青少年スポーツ交流事業に係る手配業務

2. 委託の期間

契約締結の日から平成 30 年 9 月 14 日まで

3. 業務の目的

次代を担う日中の青少年が互いの国を訪問しあい、スポーツを中心とした様々な交流を行うことにより、競技レベルの向上を図るとともに、友情を育み、互いの文化に対する理解を深めることを目的とする。(今年度は、奈良県から陝西省へ卓球競技の選手団を派遣する。)

4. 業務内容

以下に基づき、本業務の実施について必要な航空券等、事業に係る手配を行うこと。

- (1) 訪問先 中国陝西省西安市
- (2) 期間 平成 30 年 7 月 27 日 (金) ~7 月 31 日 (火) 4 泊 5 日
- (3) 参加者数 17 名 (12~14 歳男子 5 名・女子 5 名 コーチ 2 名 役員 5 名)
- (4) 行程

7/27 (金)	7/28 (土)	7/29 (日)	7/30 (月)	7/31 (火)
奈良発 関西国際空港発 西安空港着 (西安泊)	(競技交流 等) (西安泊)	(競技交流 等) (西安泊)	(交流会 等) (西安泊)	西安空港発 関西国際空港着 奈良着

※西安空港到着から 7/31 出発までの滞在経費は中国が負担するため不要

(5) 航空券の手配

LCC (格安航空会社) を除く航空会社のエコノミークラス利用とする。航空券には、旅客取扱施設利用料、空港利用料、燃油サーチャージ等を含む。

(6) 中型バスの手配

7/27 奈良県庁から関西国際空港まで、7/31 関西国際空港から奈良県庁まで、中型バス各 1 台を手配すること。高速道路・有料道路代を含む。

(7) 国際携帯電話の手配

〈貸借期間及び台数〉

平成 30 年 7 月 27 日（金）～31 日（火） 2 台

※中国と日本との間で通話可能な携帯電話を手配すること。

※受取、返却は日本国内の空港で行うこと。

※端末本体のレンタル料を含めること。

※紛失・故障等が発生した場合、免責なしとなる保険に加入すること。

※通話料金については、使用した分での精算とすること。

(8) 海外用携帯 Wi-Fi ルーターの手配

〈貸借期間及び台数〉

平成 30 年 7 月 27 日（金）～31 日（火） 3 台

※中国陝西省において利用可能なルーターを手配すること。

※受取、返却は日本国内の空港で行うこと。

※端末本体のレンタル料、その他一切の経費を含め、それぞれの単価及び額を内訳として明示すること。

(9) 海外旅行傷害保険の手配

海外旅行傷害保険（15 名×6,630 円（税込））を手配すること。

(10) 記念品の手配

交流事業において必要となる記念品を手配すること。

金額および数量：1 個あたり 10,000 円（税抜）のものを 1 個

1 個あたり 2,000 円（税抜）のものを 40 個

記念品については、奈良をイメージできるものとし、県と調整のうえ決定すること。

記念品を入れる袋についても用意すること。

(11) ユニフォームおよび消耗品の手配

選手ユニフォーム（上衣 2 枚・下衣 1 枚）（10 名×13,000 円（税抜））を手配すること。

交流に関する消耗品（横断幕等 100,000 円（税抜））を手配すること。

5. 完了報告

受託者は、業務が終了したときは、業務完了報告書を作成し、速やかに提出すること。

6. 経理処理

委託料が確定した結果、契約時の委託料から減額が生じたときは、減額した確定額を支払うものとする。

7. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わるすべての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩、開示してはならない。また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

8. その他留意事項

- (1) 本業務の実施の際に生じた特許権・著作権等の知的財産権は、原則として委託者である奈良県に帰属するものとする。
- (2) 契約の締結及び業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とする。
- (3) 本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託額の範囲内において、受託者との協議のうえ、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。
- (4) 公契約条例に関する遵守事項
本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
 - ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議のうえ決定する。